

南山城村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

南山城村農業委員会

記

第1 基本的な考え方

改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。

南山城村は、「宇治茶の主産地」とし、急峻な山間部にある茶園は、お茶栽培に適した気候と土壌条件を兼ね揃え、この地域特有の薫り高い良質な高級茶を育てています。

生産状況は、茶園の多くは丘陵部の傾斜にあり、良質な茶園管理に多くの労力と時間を費やしてきたことから、乗用型茶園管理機などの導入による人手の省力化と近年は工場のFA化による生産性向上に取り組む製茶業者が増えています、

また、田のほ場整備率が28.5%と低く、多くが山間地の谷間にあるため、極端な帯状・小規模な区画形成・湿田あるいは半湿田が多いなど、耕作環境に恵まれているとは言えない状況です。

一方、農業従事者の高齢化・農業就業者の減少・有害鳥獣の深刻化などにより、年々、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない遊休農地が増加しており、その防止への取組みと担い手への集積・集約や農地管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、南山城村農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は農業委員の改選期に合わせて平成31年度までの目標達成に向けた計画とし、改選期である3年ごとの検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成29年4月)	476ha	16ha	3.3%
目標 (平成32年4月)	476ha	15ha	3.1%

※「管内の農地面積」は、目標及びその達成に向けた活動計画の同面積と一致。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員及び推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による「利用状況調査」と同法第32条第1項の規定による「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付28経営第509号通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施します。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続を行います。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分されて荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成29年4月)	476ha	13.8ha	2.9%
目標 (平成32年4月)	476ha	15ha	3.1%

(注) 担い手への農地利用集積率は、これまでにおける農地利用集積の実態を踏まえて、目標設定しました。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「京力農場プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らし合わせた実現可能性のある「京力農場プラン」の作成と見直しに主体的に取り組むこととします。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、村、農地中間管理機構、農協等と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理機構の農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整を推進します。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない優良な農地があった場合は、公示手続を行い、府知事の裁定による中間管理権の設定を活用し、農地の有効利用に努めます。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年4月)	1経営体 (0.3ha)
目 標 (平成32年4月)	3経営体 (1ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

○関係機関との連携について

京都府、京都府農業会議、京都府中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談業務を行います。